

自由で公正な社会とディスクロージャー

園 マリ

1. はじめに

第2次世界大戦後、日本は50年間、ひたすら経済成長を追いつづけてきた感がありますが、ここにきて様々なひずみが目立ってきました。今は、一度立ち止まって、ひずみが生じた理由を考え、より成熟した21世紀を迎える準備をする時期であり、その際、最も大切に考えなければならない要素の一つが、ディスクロージャーだと思います。

私自身、1975年（昭和50年）に公認会計士の第2次試験に合格以来、20年以上監査法人に勤務し、企業のディスクロージャーに関係してきたにも関わらず、つい最近、ようやくその本当の大切さに気が付き始めました。

これは、私の自覚不足によるところが大きいのですが、日本の社会そのものに、ディスクロージャーの重要性に対する認識が浸透していなかったせいもあると思います。この機会に、日本の社会におけるディスクロージャーについて考え、私の仕事である、企業のディスクロージャー制度の現状と課題について

※この論稿は、1996年（平成8年）12月6日に、立教大学経済学部の公開講座で、「自由で公正な社会とディスクロージャー」というテーマで講演させて頂いた際の原稿をもとに、この論文集に掲載するために加筆したものです。

文中に現在とあるのは、1997年（平成9年）3月現在です。

まとめてみることにしました。

2. 何故ディスクロージャーが大切なのか

ディスクロージャー（disclosure）とは、クロージャー（closure）即ち閉鎖していたものを、接頭語のディス（dis）で否定して解くということであり、もともと秘密を明らかにするという意味の英語です。社会制度としてのディスクロージャーは、日本では投資家に対する企業の情報開示から始まっており、ディスクロージャーという言葉も、即、企業情報開示として用いられることも多いのですが、本来、企業に限らず、社会的責任を負う者が、自らその情報を開示することです。

1996年（平成8年）に入り、自由（free）、公正（fair）、国際的（global）という3つの言葉が、国のスローガンのように掲げられるようになりました。

公正な証券市場が形成される為に、ディスクロージャーがいかに大切かであるかは、改めて論ずるまでもないかもしれませんが、ロスチャイルド家にまつわる有名な逸話をひいて、ここで再認識することと致します。

現代は、まさに情報社会で、誰もがより良い情報をより早くほしいと思っているでしょう。ひとより早い情報は、証券取引において時として巨額の利益をもたらします。

1815年、当時5人の兄弟がヨーロッパ各地

にすみわけて事業を展開し、情報網を構築していたロスチャイルド家は、ワーテルローの戦いで、ナポレオンが敗れたことをいち早く知りました。この知らせが行きわたれば、イギリスの公債は当然値上がりします。ロスチャイルド家は、ロンドンの取引所でイギリスのコンソル公債を、一旦売手に回りました。「ロスチャイルドが売りに回った。ワーテルローは負けたのではないか。」という憶測を市場に呼び込んで暴落させた後、反騰直前に大量購入して、巨万の富をゆるがぬものになりました。当時と現代社会を一律には論じられませんし、ロスチャイルド家は、ナポレオン敗戦の一報をイギリス政府に先に伝えたにも係わらず、当の政府が信じなかったそうですから、これは非難するには当たらないでしょう。けれども、現在の社会で一早く企業の重要な情報を入手するのは、まず、企業経営の中核にいる経営者、ついで、取引銀行、顧問弁護士、会計監査人など、いわゆるインサイダーです。公開会社に、なにか、株価に影響を与えそうな事象が発生したとき、その事象を公表しないうちに、インサイダー達が自分でその会社の株取引をして利益を得る、もしくは損失を免れるのは、言うまでもなくアンフェアです。情報を知らない一般投資家が不利益を被ることになります。

公開会社は、証券市場を通じて、広く、一般投資家から投資をつのり、その資金をもとに会社が経営されています。大切な資金を託した投資家に対して、会社が自らの経営の経過と成果を開示するのは当然の責任です。

そもそも、経営管理を委託されたものは、その結果を会計により報告する責任（会計責任・アカウントビリティー）を負っており、これが会計の最も本来的な機能とされています。伝統的なアカウントビリティーに加えて、現代社会においては、すべての投資家が、平等に会社に関する情報にアクセスできる仕組み・制度が不可欠です。この制度、すなわち証

券市場におけるディスクロージャー制度が整ってこそ、多くの投資家が、安心して、フェアな市場に参加できることになるのです。

3. 日本のディスクロージャー制度の変遷

すべての日本の公開会社は、証券取引法及びその政省令に従って、企業情報を開示することとされています。

証券取引法は、1948年（昭和23年）に、G. H. Q.の指令に基づき、アメリカの1933年証券法及び1934年証券取引法をモデルに制定されました。

そもそも日本の証券市場は、第2次世界大戦後始めて形成されたものではなく、東京と大阪の株式取引所は1879年（明治11年）に開設されています。

明治維新政府が、旧武士階級に公債を与えて生活保証をしたため、その金録公債の売買を行う公の取引所が必要となった一方、国立銀行、鉄道貿易会社などの設立に伴い、これらの株式に流通性を高めようとする気運が高まりました。1874年（明治7年）、ロンドン株式取引所の制度にならった「株式取引条例」の制定をみたものの、投機取引抑制的な面が実情にそぐわないとして実現にいたらず、1878年（明治11年）、徳川時代に発達した完全な差金決済取引である「帳合米取引制度」を大幅に取り入れた「株式取引所条例」が制定されました。

日清・日露の戦争の後、日本は、急激に近代産業を発展させたかに見えるものの、財閥系銀行を主力とする企業金融に偏り、株式市場は長期産業資金供給という本来の機能は確立できず、流通市場における少数銘柄への過度の投機集中という性格が形成されました。

昭和に入り、金融恐慌を経た後、株式市場がようやく成熟する兆しを見せるまもなく、1937年（昭和12年）の日華事変の以後は、経

済が戦時体制におかれ、株式市場も統制色が濃厚になりました。この経緯を考えると、戦前は、現在の制度に直接繋がる証券市場は形成に至らず、日本の企業情報開示制度は、第2次世界大戦後の証券取引法制定から始まることとなります。

証券取引法に基づく、企業情報開示制度の充実の過程を、主要な事項について振り返ると次のとおりです。

1948年（昭和23年）証券取引法 施行
 公認会計士法 公布 施行
 1949年（昭和24年）企業会計原則 公表
 される

1951年～1962年
 （昭和26年～37年）企業会計原則
 と関係法令の調整に関する
 意見書 公表

1956年（昭和31年）監査基準・監査実施
 準則・監査報告準則 公表

1957年（昭和32年）正規の監査実施

1966年（昭和41年）公認会計士法改正
 監査法人制度 制定

1971年（昭和46年）証券取引法改正 継続開示の充実（半期報告書及び臨時報告書の導入）及び公開買付け届出制度の創設等

1977年（昭和52年）連結財務諸表制度・中間財務諸表制度 実施

1988年（昭和63年）証券取引法改正 インサイダー取引規制導入
 発行開示手続簡素化の一方、継続開示の充実を図り、臨時報告書提出事由の拡大、セグメント情報開示導入
 （1990年・平成2年実施）

1991年（平成3年）関連当事者との取引に係る情報の開示実施

現在の証券取引法に基づくディスクロージャー制度は、発行市場における開示制度であ

る有価証券届出書と、流通市場における継続開示制度である有価証券報告書・半期報告書並びに臨時報告書からなり、その記載内容も近年一段と充実されてきました。

また、その記載内容の真実性を担保する公認会計士・監査法人による監査制度も、公認会計士法の制定から数えると、すでに50年近い歴史を積み重ねてきています。

日本の企業のディスクロージャー制度は、その制度の枠組みにおいては、すでに欧米諸国と比較しても、大きな遜色のない水準にまで達していると考えられます。

4. 現在のディスクロージャー制度が抱える問題

（1）ディスクロージャーの精神が日本の社会に浸透しているか

以上のように、証券取引法に基づくディスクロージャー制度は、すでに相当の水準まで整備されてきました。

にもかかわらず、どこか板につかないように感じられるのは何故なのでしょう。

これは、冒頭にも述べましたように、日本の社会一般に、ディスクロージャーを大切にする風土が充分根付いていないからではないかと思われてなりません。

現代の社会において、開示されるべき情報は企業情報だけではありません。

食糧費の不正支出は情報公開条例・要項に基づいて食糧費に関する文書の公開を求めたことにより明らかになりました。国の行政に関する情報公開は、薬害エイズ、原子力発電事故など、誰もが首を傾げる出来事が続いたこともあり、最近、ようやくその必要性が認識され、情報公開法の制定が実現しようとしているところではあります。

情報公開について、アメリカ合衆国の第4代大統領で、合衆国憲法の起草者の1人であるジェイムス・マディソンの次の言葉がしば

しば引用されます。

「人民が情報を持たず、情報を入手する手段をもたないような人民の政府というのは、喜劇への序章か悲劇への序章かあるいはおそらくその双方への序章にすぎない。知識を持つものが、無知なものを永久に支配する。」

証券取引法の生れ故郷のアメリカでは、この言葉に象徴されるように、情報開示は民主主義の基本という考え方が浸透しているといわれています。特に、投資家保護の分野ではディスクロージャーは極めて重視され、ディスクロージャー・フィロソフィー (disclosure philosophy) という語句にあらわされるように、主義・哲学としての重みを持っています。証券取引において、一般投資家を保護する方策としては、国や地方公共団体が不正行為をとりしめる「規制主義」と、投資判断に必要な情報を開示することについては規制するが、投資判断は、投資家の自己責任に委ねる「開示主義」があります。

アメリカの1933年証券法、1934年証券取引法は、1929年の世界大恐慌、株式の暴落を経験したアメリカが、「規制主義」による従来の州会社法や、青空に浮かぶ不動産のように実体のないものの取引を規制したブルー・スカイ・ローの不備の反省に基づき、F. ルーズベルト大統領によるニューディール政策の一環として制定したもので、投資家に対して真実をディスクローズするという精神を、法律の根幹にしています。

日本の社会に、ここまでディスクロージャーを重く考える風土が根付いているかという点になると、残念ながら、どうも心もとないのではないのでしょうか。

むしろ、従来の日本には、情報を持つものが権力をもち、周囲の者はそれにすりよるといふ風潮、情報開示をしてインサイダーをなくすのではなく、あわよくば自分がインサイダーになろうとする風潮が知らず知らずのうちになかったかとさえ感じられます。

さすがに、最近では少なくなりましたが、なるべくディスクローズしないで済むのが経理部長の腕、違法にならないようにディスクローズしない方法を教えてくれるのが良い会計士とと思っている企業も少なくなかったように思います。

1995年(平成7年)に、ある都市銀行のニューヨーク支店が、長年にわたるアメリカ国債の不正取引により、1100億円にも昇る損失を抱えていたことが明らかになり、アメリカでの銀行業務を撤退させられました。

この事件は、損失の巨額さもさることながら、事の重大さを銀行トップと大蔵省銀行局が知ってから、およそ2カ月間もディスクローズされなかったことが、海外で大きく非難され、日本の金融市場にたいする不審を招きました。あまりのことの重大さに、波及する影響をおもんばかって公表を躊躇したのかもしれないませんが、重大なことほどディスクローズしなければならないという、証券取引法の基本精神に、全く反した結果となりました。

そもそも「開示主義」は、一部の人が、その趣旨を理解したのでは、うまく機能しない制度です。社会制度は、精神論だけで成立つものではありませんが、ディスクロージャー制度においては、その精神の浸透が、非常に大きな意味を持ちます。

先に述べたように、第2次世界大戦前の日本の株式市場が、どちらかという、短期資金の投機に偏り、現在の証券市場が目指す市場は戦前には形成されていなかったこと、日本の証券取引法が、戦後の混乱期に、G.H.Q.の指令により、アメリカの制度を模して制定されたという経緯、その後の日本の、あまりに急激な経済成長の過程を考えると、この法律が、日本の社会で、「仏を作って魂いれず」になってしまっていた面がないか否か、反省する必要があるのではないのでしょうか。

現在日本が抱える大きな課題の一つに、規制緩和があります。日本社会は、ともすると

官庁主導で、市場の入口に種々の規制・許認可があるかわり、一旦参入障壁を越してしまうと、その世界での競争が少なく、あぐらかいて、安住してしまう傾向が強いと言われています。これが、経済の自由競争を妨げ、活力をそぎ、さらに、官庁の権力が強大になりすぎると、癒着、腐敗にも繋がります。

現在の日本の経済構造は、戦後、日本が復興、発展するための一過程として形成されたのかもしれませんが、今後はできるだけ規制を緩和して、自由に競争する市場にしないと結局競争力を失い、国際経済社会のなかでとり残されかねません。

日本版ビッグバンという言葉が聞かれるようになりましたが、金融・資本市場の規制緩和と自由化は、日本経済にとって最も急を要する課題の一つとされています。

そして、この規制緩和、自由化を進める上でも、ディスクロージャーは、大きな役割を担っています。できるだけ自由に市場に参加できる制度にするかわりに、それぞれが、自らをディスクローズして、お互いが、大きな社会の機構のなかで、牽制し、判断する仕組みを作ろうとしているのです。情報に触れる機会が、広く得られる一方、それぞれが、その情報に基づき、自ら判断して行動し、その判断に責任を持つ。即ち自己責任が要求されます。

「規制緩和」を叫ぶ必要のある国は、従来「規制主義」の風土があったということであり、「開示主義」を基本精神とする証券取引法は、どこか板につかなくても不思議はないのかもしれませんが。

(2) 商法、税法、証券取引法

企業のディスクロージャーは、会計処理の結果である財務諸表に負うところが大きいのですが、日本の会計処理基準の設定には、固有の法制度的問題が伴っています。

いままで、証券取引法のディスクロージャ

ー制度について触れてきましたが、日本の企業が準拠すべき重要な法律として、商法があります。商法は古くは1899年（明治32年）にドイツ法にならって制定されており、株主が有限責任しか負わない株式会社の計算規則につき、債権者保護を強く意識して、明文規定を定めています。さらに、実務上、企業会計に大変重要な影響を持つものとして、法人税法があります。税法は国家財政の基礎である税金を公平で確実に徴収することを目的としています。

民主主義の国アメリカでは、人々の合意の積重ねである慣習法が大切にされており、企業会計のルールも、一般に公正妥当と認められる実務慣行の集大成によるとされ、日本の証券取引法もこれになりました。

証券取引法による有価証券届出書・有価証券報告書に記載される財務諸表は、「企業会計原則」に従って作成されなければなりません。「企業会計原則」は、1948年（昭和24年）に、経済安定本部内に設けられた企業会計制度対策調査会（現在の「企業会計審議会」）から公表されたもので、その前文のなかで、「企業会計の実務のなかに慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められるところを要約したもの」とうたわれています。

一方、商法は明文法規であり強行法規です。「企業会計原則」が実務慣行の集大成といっても、強行法規である商法に違反することは出来ず、「企業会計原則」は、当初から、商法との調整を、大きな課題としてきました。1969年（昭和44年）には、そのための修正をする一方、商法も、1974年（昭和49年）、大会社に公認会計士による商法監査制度を導入するに際し、第32条の2に「規定の解釈については、公正な会計慣行を斟酌する」という、斟酌規定を設けて、「企業会計原則」に配慮し、両者が歩みよりました。

さらに、法人税法も、確定決算主義をとり、

課税所得を算定する基礎である、益金・損金の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準によるとしてしています。

それぞれ、違う目的を背負った三つの法律がお互いにかからみあって、抜本的な改正ができない事情があります。

企業会計に関する規則が、いわば三すくみの状態で膠着していることは否めません。

新聞紙上などで、制度疲労という言葉も見られますが、3つの制度が融和しないうちに疲労してしまった感さえあります。

(3) 企業会計の国際的動向との調和

金融・資本市場が国際化し、各国の企業の資金の調達と運用が、国際的な規模で行われるようになり、さらに、海外支店の設置、海外子会社の設立、外国企業の買収などにより企業活動は、ますます国境を越したものになってきています。

企業活動の国際化に伴い、企業が作成・公表する財務諸表を、国際的に利用可能なものにするため、その基礎となる会計基準を国際的に調和させようとする動きが生じました。

国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee; IASC) は、1973 (昭和48年) 年に、アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダ、ドイツ、フランス、メキシコ、オランダ、日本の9カ国の会計士団体により、適切で調和のとれた、国際的に比較可能な会計原則の作成と採用に貢献し、かつそれらが遵守されることの促進をめざして設立されました。

国際会計基準委員会が公表した国際会計基準 (IAS) は、当初、各国の異なる会計処理基準に配慮するあまり、選択の幅が広すぎて、規範性が乏しいものとなりましたが、1989年 (平成元年) に公開草案第32号「財務諸表の比較可能性」を公表して、原則として1つの会計処理を認める方向を打ち出し、すでに公表した基準書を精力的に改訂して、基準とし

ての規範性を大きく高めました。

この間にも、会計基準の国際的な調和の必要性は、ますます高まり、1990年 (平成2年) には、欧州連合 (EU) と、アメリカの会計基準設定主体である、財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standard Board; FASB) が、オブザーバーとして、国際会計基準委員会に参加しました。

欧州連合は、すでに独自の会計基準の設定ではなく、国際会計基準の受入れを表明しています。

日本と同じく、債権者保護・資本維持の商法を中心とする保守的な会計基準と、それに基づく確定決算主義の税法の体制をとってきたドイツでは、国際資本市場で資本を調達しようとする企業に対しては、国際的に認められた会計基準により作成された連結財務諸表を、ドイツ語により公示することを条件に、ドイツ法に基づく連結財務諸表の作成義務を免除するという、注目すべき方策を打ち出したことも伝えられています。

アメリカは、前述しましたように、開示主義のもとに、自由と自己責任による証券市場を構築してきており、自国の基準が、最も考えられた会計基準であり、ディスクロージャー制度であるという自負のもとに、従来、あまり、国際会計基準の受入れに積極的でないとされてきました。しかしながら、その反面で、国際市場において、アメリカの会計、ディスクロージャーの基準は、過度に厳格であり、外国企業のアメリカの資本市場への参入を阻んでいるという批判が生じており、これを無視することはできない状況になっています。結局アメリカも、国際会計基準委員会に積極的に参加し、これをリードする立場を選択せざるを得ない方向です。

さらに、各国の証券監督者により構成される、証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions; IOSCO) が、1995年 (平成7年) に、1999

年（平成11年）6月までに、国際会計基準委員会が中心となる会計基準（コア・スタンダード）を完成させることを条件に、自国で資金調達する外国企業に対し、国際会計基準による財務諸表を選択肢として認めたことを契機に、国際会計基準は、一段とその重みを増してきています。

コア・スタンダード形成の作業計画は、その後、1998年（平成10年）3月にまで前倒しされ、現在、国際会計基準委員会には、世界80カ国以上の公認会計士の団体が参加して、コア・スタンダードを完成させる努力が続けられています。

社会制度は、本来、それぞれの国の、それぞれの事情、歴史、風土からはぐくまれてくるもので、一律に法律・規則を国際的に統一するのが良いとか、まして、どこかの国をただ見習えば良いということでは決してないでしょう。しかしながら、経済金融の分野は、事実が先行して、すでに国際的に大きく交流し、相互に依存しています。

今後、環境問題等を考えると、出来るだけ自国の自然条件を活かした経済体制を作ることと大切に考えるべき方向とは思いますが、一方、日本の経済が、海外との交流なくして成立たないのは明らかです。これは多かれ少なかれ、すべての国が、お互いにそうです。

少し比喩的になりますが、会計処理やディスクロージャーの基準がバラバラのまま、国際的な経済交流を進めようとするのは、各国の車が、それぞれ異なる自国の交通ルールを押しとおしながら、同じ道を走ろうとするのにも似ていると思います。

会計処理方法、ディスクロージャーの基準が極端に異なる国には、海外の投資家が安心して参加できなくなり、その結果として市場が国際性を失い、しだいに衰退することは、容易に想像できます。少なくとも、仮に異なる会計処理基準を認める場合には、何故異なるのか、海外の投資家からも納得してもらえ

るような、理由が明らかにされなければならないと思います。

現在の日本の会計基準を、国際会計基準等、海外の会計基準の動向に照らしてみると、いくつかの重要な点で、整合していません。

例えば、日本では、資産の評価基準は、原則として取得原価法を採用し、有価証券、棚卸資産には、低価法、原価と時価の低い方で評価する方法の選択が認められています。これは、確実な記録に基づいて会計処理し、不確実な含み益を計上させないという趣旨で遵守されてきたのですが、海外の会計基準は、市場性ある有価証券に代表される金融資産については、なるべく実際に資金化できる金額に近い金額、すなわち時価で評価する方向がはっきりしてきました。原価法では、巨額の含み損益があっても、財務諸表本体に反映されず、どうも情報としてアップトゥデイトではありません。

また、現代の金融市場は、デリバティブ抜きには語れません。これは本来、証券市場、為替市場、金利市場、商品市場などの将来の変動からくるリスクをヘッジするための手段として発達してきたものです。

1996年（平成8年）になって、2000億円にも昇ろうかという損失が発覚して、大きな問題となった大手商社の銅地金取引も、このデリバティブが関係します。デリバティブについても、取得原価主義の日本の会計では、現実に決済されるまで、全く財務諸表に反映されませんでした。ここにきて、ようやく、未決済のデリバティブもその権利の時価等を公表することにはなりましたが、これについても、時価を財務諸表本体に反映していこうというのが国際的な動向です。

このところの日本の企業が抱える難題である金融機関の不良債権の問題や、デリバティブ等による巨額損失の問題をみると、会計基準、ディスクロージャーが不十分であるため国際社会で信用をなくし、投資家に迷惑をか

け、さらに、当事者さえ、財務諸表に反映されない事柄の重大さにとくなっていた面がいなめません。

企業会計審議会は、1997年（平成9年）2月7日付けで「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書案」を公表して、証券取引法におけるディスクロージャーを、海外の動向に合わせて、従来の個別財務諸表ベース主体から、連結財務諸表ベース主体に転換し、合せて連結ベースのキャッシュフロー表を作成し、監査対象とすること、連結対象会社の範囲を従来の議決権の所有割合が過半数か否かだけで判断する持株基準から、実質的に支配しているか否かで判断する支配力基準へ移行すること、さらに連結財務諸表作成上は、税効果会計を全面適用することなど、連結財務諸表制度の抜本的改正を提案しました。

さらに、同日付けで企業会計審議会の組織を改組し、金融商品部会、企業年金部会、研究開発費部会を設置し、同時並行的にこれらのテーマに取り組むこと体制をとりました。

5. 情報開示の手段、メディアについて

企業情報に限らず、情報開示の必要が認識されるにつれ、一方で、どのようにして、必要な情報を必要な人に、早く、便利で可能な限り安いコストで届くようにするかという手段の問題も重要となります。

現在、有価証券届出書・報告書等は、大蔵省、企業各社の本店を管轄する財務局、各社の本支店で閲覧でき、また、有価証券報告書については、「有価証券報告書総覧」として政府刊行物出版センターと政府刊行物取扱い書店で販売されています。けれども、刊行物出版センターや取扱い書店は、そうどこにでも有るものではないですし、大蔵省の閲覧室に出向くのは、あまり手軽でないと思う人が多いかもしれません。

アメリカの証券取引委員会（SEC）は、1984年から、企業情報の届出を印刷された文書ではなく、電子的に行うエドガーシステム（Electronic Data Gathering, Analysis and Retrieval System）を実験的に稼働するなど、情報開示の電子化を積極的に進めてきました。

当初は、実験稼働システムに予想外にコストがかかったこと、SECの本部や一部地方事務所の端末からしか閲覧できなかったことなどから、なかなか本格稼働にいたらなかったのですが、1990年代に入り、インターネットが普及し始めると状況が一変し、1996年（平成8年）の5月からSECに登録しているすべての内国会社が、エドガーシステムによる登録書類の提出を義務付けられることになりました。

現代社会で日々生み出される膨大なデータをどのように、記録、保管、加工して情報化しどのようにディスクローズするか、伝達手段の面でも、新しい工夫が必要な時期に来ており、日本においても、今後、情報公開のうえで、インターネットが担う役割が大きくなると予想されます。

6. 結びにかえて

現在企業会計審議会で審議を進めている事項のうち、金融商品の評価については、仮に時価主義を導入する場合には、取得原価主義を定める商法との調整をどうするか、税法上の課税所得との関係はどうするかという大きな問題を伴っています。企業年金については将来の予測要素がある上、保険数理計算を必要とすることなど、技術的にも難しい面があります。また、これらについては、国際会計基準等、海外の動向も、完全に一つの方法で固まっている訳ではなく、海外の動向に充分留意しながらも、まずは、日本の会計処理基準として、最も適した方法を考えていく状況

です。これまでの社会が経験したことのない規模で、資本市場を通じた経済の国際交流が進むなか、各国とも、自国の会計処理基準と国際的な会計処理の動向との調整を目指す必要をせまられています。日本の企業会計、ディスクロージャー制度も、なんとかして21世紀までに、制度疲労から脱出する道を見い出そうとしているところです。

参考文献

- 松谷 明彦編『図説 日本の証券市場』、財経詳報社
- 河本一郎・大武泰南著『証券取引法』、日本経済新聞社、1987年。
- フレデリック・モートン著・高原富保訳『ロスチャイルド王国』、新潮選書、1975年。長谷川俊明著『ローダス法律英語辞典』、東京布井出版、1996年。
- 松井茂記著『情報公開法』、岩波新書、1996年。
- 香村光雄著『現代企業会計と証券市場』、同文館、1987年。
- 中島公明「会計基準を巡る国際的動向」、COFRI ジャーナル No.24 1996Ⅲ。
- 大崎貞和「米国におけるインターネットのディスクロージャーへの活用について」、COFRI ジャーナル No.24 1996Ⅲ。
- 吉田波也人「ドイツにおける国際会計基準 (IAS) 導入状況」、英 公一「米国における国際会計基準 (IAS) 導入状況」、JICPA ジャーナル 1996年11月号。